# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

周防大島町長

### 公表日

令和3年6月24日

[平成31年1月 様式2]

#### T 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務				
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年八月十七日法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①後期高齢者医療保険の被保険者の資格管理。(被保険者の資格得喪等届出に関する確認。保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認。) ②後期高齢者医療保険の医療給付。(各種申請書に関する確認。) ③後期高齢者医療保険の保健事業の実施。(健康診査の実施等に伴う確認。) ④後期高齢者医療保険料の収納管理、口座情報の管理。(保険料の収納管理、還付充当。口座情報の管理、異動、照会。) ⑤後期高齢者医療保険料の滞納情報の管理、滞納整理。(滞納者の情報管理、納付勧奨。保険料の督促及び滞納整理。)				
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
後期高齢者医療情報ファ	イル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の59の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条				
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主 実施する ] (2) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、83、87、93) (別表第二における情報照会の根拠) ・82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条				
5. 評価実施機関にお	らける担当部署 アンドラー・アンドラー アンドラー・アンドラー アンドラー・アンドラー				
①部署	健康福祉部健康増進課				
②所属長の役職名	健康増進課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開	帮示·訂正·利用停止請求				
請求先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話0820-74-1007				
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康増進課医療保険班 〒742-2803 山口県大島郡周防大島町大字土居1325番地1 電話0820-73-5502				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワーク	システムを通じた	と提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監	查 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	<del></del> 3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) +分に行っている。					